盛土規制法に関する説明会

（主催）栃木県

盛土規制法に関する説明会を開催します。

栃木県では、令和７年４月１日に県内全域（宇都宮市を除く※）を規制区域に指定し、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用を開始する予定です。

＜規制区域に指定されると＞

盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。

過去の盛土等も含めて、土地所有者等ができる限り土地を常に安全な状態に維持することが必要です。

※ 宇都宮市は中核市であるため、法に基づく事務は市が実施（令和6年10月2日に規制区域を指定済）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（案）

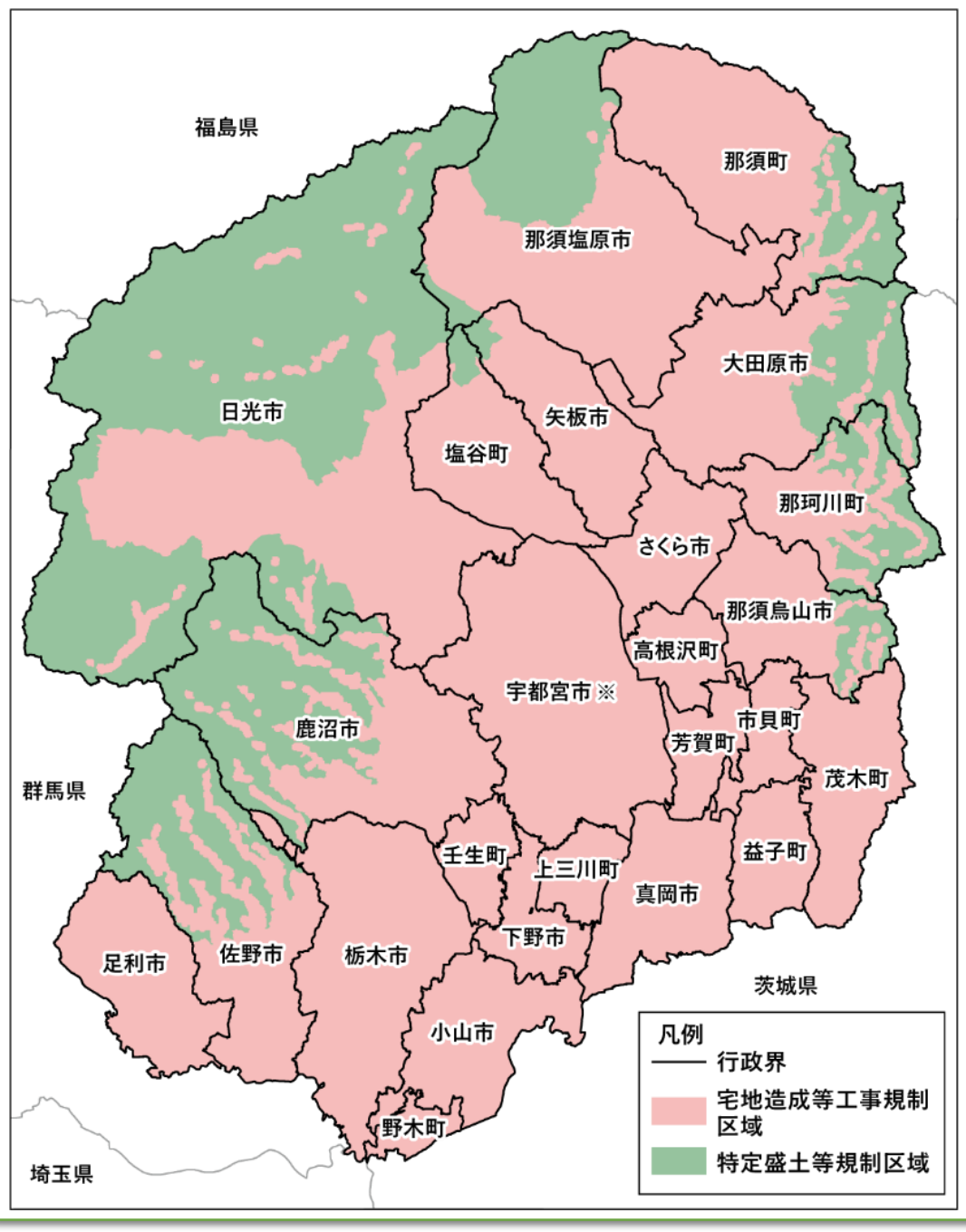

開催日程

日時	会場（住所）
1/23（木） 14:00～16:00	とちぎ岩下の新生姜ホール(栃木文化会館)・小ホール （栃木市旭町12-16）定員350人
1/27（月） 14:00～16:00	那須野が原ハーモニーホール・小ホール （大田原市本町1-2703-6）定員300人
1/29（水） 14:00～16:00	宇都宮市文化会館・小ホール （宇都宮市明保野町7-66）定員500人

※事前の申し込みは不要です（各回先着順）

説明会概要

- 盛土規制法の概要
- 本県の規制内容
- 盛土規制法の許可基準
- 許可申請・手続き等

※各回とも同じ内容の説明会になります

お問い合わせ先

栃木県県土整備部都市政策課盛土安全推進班

☎028-623-2801　FAX 028-623-2595

説明会案内HPは
こちらから→